

別紙

(1) 基本利用料

取扱要件	利用料（1カ月あたり）	利用者負担金	
		（法定代理受領分）	
居宅介護支援費（Ⅰ）			
居宅介護支援費（i）	要介護度1・2	11,088円	無料
〈取扱件数が45件未満〉	要介護度3・4・5	14,406円	
居宅介護支援費（ii）	要介護度1・2	5,554円	
〈取扱件数が45件以上60件未満〉	要介護度3・4・5	7,187円	
居宅介護支援費（iii）	要介護度1・2	3,328円	
〈取扱件数が60件以上〉	要介護度3・4・5	4,308円	
居宅介護支援費（Ⅱ） ケアプランデータ連携システムを活用及び事務職員の配置を行っている場合			
居宅介護支援費（i）	要介護度1・2	11,088円	無料
〈取扱件数が50件未満〉	要介護度3・4・5	14,406円	
居宅介護支援費（ii）	要介護度1・2	5,380円	
〈取扱件数が50件以上60件未満〉	要介護度3・4・5	6,973円	
居宅介護支援費（iii）	要介護度1・2	3,226円	
〈取扱件数が60件以上〉	要介護度3・4・5	4,186円	

(2) 加算

以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅支援を提供した場合（1月につき）	3,063円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	利用者が病院等に入院した日のうちに病院等の職員に対して必要な情報を提供している事（1月につき1回を限度）	2,552円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	利用者が病院等に入院した日の翌日又は翌々日に病院等の職員に対して必要な情報を提供している事（1月につき1回を限度）	2,042円
退院・退所加算	病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たって病院等の職員から必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合（入院または入所期間中につき、1回を限度）	
	（Ⅰ）イ：連携1回/カンファレンスに参加無し。	4,594円
	（Ⅰ）ロ：連携1回/カンファレンスに参加有り。	6,126円
	（Ⅱ）イ：連携2回/カンファレンスに参加無し。	6,126円
	（Ⅱ）ロ：連携2回/カンファレンスに参加有り。	7,657円
通院時連携加算	（Ⅲ）連携3回/カンファレンスに参加有り。	9,189円
	病院等において医師又は歯科医師の診察を受ける時に同席し、心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合（1月に1回を限度）	510円
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合（1月に2回を限度）	2,042円

加算の種類	加算の要件	加算額
ターミナルケアマネジメント加算	対象者：在宅で死亡した利用者（在宅訪問後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む） ① 24時間連絡がとれる体制の確保、かつ必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことが出来る体制を整備。 ② 終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、利用者又はその家族の同意を得て、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問、把握した利用者の心身状況を記録し、主治医及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業所へ情報提供した場合。	4,084円
特定事業所加算(Ⅰ)	主任介護支援専門員を2名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を全て満たした場合	5,298円
特定事業所加算(Ⅱ)	主任介護支援専門員を1名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の一部を満たした場合	4,298円
特定事業所加算(Ⅲ)	主任介護支援専門員を配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の一部を満たした場合	3,297円
特定事業所加算(A)	主任介護支援専門員を配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を他居宅支援事業所と連携をはかり整える等、一定の要件の一部を満たした場合	1,163円
特定事業所医療介護連携加算	特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得。 退院・退所加算の算定に係る病院や介護保険施設等との連携を年間3回以上行くとともに、ターミナルケアマネジメント加算を年間15回以上算定した場合。	1,276円
特別地域居宅介護支援加算	当事業所が厚生労働大臣の定める地域に所在する場合	上記基本利用料の15%
中山間地域等における小規模事業所加算	当事業所が厚生労働大臣の定める地域に所在する場合	上記基本利用料の10%
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	当事業所が厚生労働大臣の定める地域に居住する利用者に対し、通常の事業の実施地域を超えてサービス提供した場合	上記基本利用料の5%

(3) 減算

以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に80%以上集中した場合（指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与）	1月につき -2,042円
運営基準減算	運営基準に沿った、適切な居宅介護支援が提供できていない場合	基本単位数の 50%に減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	高齢者虐待防止措置についての実施が行われていない場合	基本単位数の 1%を減算
業務継続計画未策定減算	業務継続計画が未策定である場合	基本単位数の 1%を減算
同一建物利用者減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に居宅介護支援を行う場合	基本単位数の 5%を減算